

○千葉経済大学・千葉経済大学短期大学部
「人を対象とする研究」に関する倫理審査取扱い要項

(申請)

第1条 千葉経済大学（以下「大学」という。）及び千葉経済大学短期大学部（以下「短大」という。）は、「人を対象とする研究」倫理指針第8条に規定する研究計画等の審査をするため、「人を対象とする研究」に関する倫理審査の取扱いについて定める。

(審査基準)

第2条 審査の基準は、一般的に妥当と認められる倫理的規範に基づくほか、次に掲げるものによる。

- (1) 千葉経済大学・千葉経済大学短期大学部「人を対象とする研究」倫理指針（案）
- (2) 法令、関連省庁等の定める倫理指針および日本心理臨床学会等の倫理指針等

(倫理審査委員会)

第3条 倫理審査委員会（以下「委員会」という。）は、大学では研究基盤整備委員会、短大では研究委員会がその任に当たる。

2 委員会委員長（以下「委員長」という。）および委員は、前項の各委員長および委員とする。

3 委員長は委員会を招集し、議長となる。

4 委員長が必要と認めたときは、学内外の専門的知識を有する者を委員会に加えることができる。

(定足数及び議決数)

第4条 委員会は、委員の過半数が出席することをもって成立し、審査の判定は出席委員の3分の2以上の合議をもって決する。

2 委員は、自らが研究代表者、共同研究者及び研究協力者となる研究に係る審査に加わることができない。

(審査の申請)

第5条 研究計画等の審査を希望する者（以下「申請者」という。）は、研究計画等倫理審査申請書（様式1）に必要事項を記入のうえ学長に申請し、学長が委員会に審査を指示する。

2 委員会は、必要と認めたときは、申請者を委員会に出席させ、申請内容等の説明を求めることができる。

(審査の判定)

第6条 審査結果の判定は、次の各号に掲げる区分のいずれかによる。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 継続審査
- (4) 不承認
- (5) 非該当（審査対象外）

(審査手続きの省略)

第7条 委員長が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、迅速な審査を行うため審査手続きを簡略化することができる。

- (1) 研究計画等の軽微な変更に係る審査。
- (2) 既に委員会において承認されている研究計画等に準じた研究計画等に係る審査。
- (3) 既に他大学、他機関の倫理審査委員会において承認されている研究計画等に係る審査。

(4) 研究対象者に対して最小限の危険（日常生活で被る身体的、心理的または社会的危害の可能性の限度を超えない危険であって、社会的に許容される種類のものをいう。）を超える危険を含まない研究計画等に係る審査。

2 前項各号の審査は、委員長があらかじめ指名した委員が書面により行い、その判定は2名以上の合議により決する。

(審査結果の通知)

第8条 委員長は、審査の結果を学長に報告し、審査結果通知書（様式2）により速やかに申請者に通知する。

(1) 審査の結果が、条件付承認あるいは不承認の場合には、審査結果通知にその理由を付記するものとする。

(2) 審議の経過及び審査結果は、記録として保存し、個人情報等で公開が不相当と認められるものを除き、請求に応じてその情報を公開するものとする。

(再審査)

第9条 審査の判定に異議がある申請者は、異議の根拠となる資料を添えて、委員会に再審査の申請をすることができる。

2 再審査の申請は、異議の対象となる審査結果の通知を受けてから、一月以内に行うものとする。

(事務)

第10条 委員会の事務は、庶務課において処理する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から実施する。